最終更新日：2020年12月4日

株式会社トランザクション
代表取締役社長 石川　諭
問合せ先：03-5468-9033（経営企画部）
証券コード：7818
https://www.trans-action.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実を当社グループの経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、長期にわたる健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主、お客様等様々なステークホルダーに対して、経営の透明性、健全性、遵法性の確保に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２④　議決権の電子行使を可能とするための環境作りと招集通知の英訳】
招集通知の英訳については、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率などの動向を踏まえて有効性を検証し、今後も継続して導入を検討してまいります。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国内外の株主と直接会うことが難しくなったことを受けて、議決権電子行使プラットフォーム等のデジタルトランスフォーメーション化を推進してまいります。

【補充原則４－１１③　取締役会全体の実効性における分析・評価の実施】
当社は、取締役会の実効性の分析・評価及びその開示については行っておりませんが、取締役会は、法律、会計・税務、企業経営に関する十分な知識、経験、能力を有した監査等委員である取締役４名（すべて独立社外取締役）で構成されており、取締役会では活発な議論の他、期待される監督機能を果たす意見が述べられています。引き続き、各取締役が自己の職務の遂行状況並びに取締役会による経営監督の実効性及び適正性についての自己評価を行い、取締役会が取締役会全体の実効性についての分析・評価を行うとともに、その結果の概要を開示していくことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
当社は、経営戦略の一環とした業務提携により投資先企業との取引関係や事業連携等の強化を図り、中長期的に当社グループの企業価値の向上に資すると判断した場合に限り、政策的に株式を保有することを基本的な方針としております。政策保有株式については、定期的に業績の状況等を確認し取締役会に報告するとともに、保有目的と事業取引状況の整合性、保有に伴うリスク及びコストを精査し、取締役会において保有の継続について判断しております。なお、議決権行使については、適切な対応を確保するために、議案毎に、保有先企業の中長期的な企業価値の向上、当社及びグループ会社の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に判断するものといたします。
現在の政策保有株式の発行企業とは現在協業関係にあり、当該株式保有は十分な合理性があると判断しております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、取締役との取引、利益相反取引及び競業取引については、取締役会規則に則り、取締役会の承認を要することとしております。また、関連当事者との取引については、年１回当社の取締役及び連結子会社の取締役、監査役に対して個別に調査票を配付して関連当事者及び取引の有無を確認しております。加えて、監査等委員会においても、年１回確認書において各取締役の状況を確認しております。
関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法等の関連する法令や東京証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付年金等の企業年金制度を採用しておりません。当社は、社員の福利厚生の一環として、選択制の確定拠出年金制度を採用しており、定期的に運用商品の選定や社員に対する資産運用に関する情報提供の機会を設けているほか、運営管理機関との情報共有等連携を図っております。

【原則３－１　開示情報の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループの企業理念等は、本報告書Ⅴ．２．（1）「企業理念及び適時開示に係る基本方針」に記載のとおりです。また、経営戦略、経営計画については年２回の決算説明会資料や中期経営計画を通じて開示しております。併せて、当社ホームページをご参照ください。
企業理念
https://www.trans-action.co.jp/company/philosophy.html
コーポレートスローガン
https://www.trans-action.co.jp/company/ci.html
決算説明会資料
https://www.trans-action.co.jp/ir/presentation.html
中期経営計画
https://www.trans-action.co.jp/ir/strategy.html
サステナビリティ
https://www.trans-action.co.jp/business/sustainability/

（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書Ⅰ．１．「基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役の報酬を決定する方針と手続きについては本報告書Ⅱ．1．「機関構成・組織運営に係る事項」【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
社内取締役については、年齢、性別及び国籍に関係なく、当社グループの企業価値の向上に資するために必要な専門知識、企業人としての経験や識見等を有しており、取締役として株主からの受託者責任を全うできる適任者を、社外取締役については、豊富な知見と実務経験を有し、独立的、客観的な立場から成長戦略やガバナンスの充実等経営全般に対し問題提起や助言を行うことができる適任者を取締役候補者として指名しております。当該方針に基づき、取締役会において慎重に審議のうえ候補者を決定し、株主総会議案として提出しております。また、当該株主総会においては、監査等委員でない取締役の指名に関して、監査等委員会が意見陳述を行います。
解任においては、職務執行に不正又は重大な法令・規則違反等があった場合、職責を十分に全うできないと判断した場合には、取締役会で審議しその決議をもって解任することとしております。

(ｖ)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補者の選任理由については、すべての候補者の選任理由を株主総会招集通知参考書類に記載しております。また、社外取締役の選任理由については、有価証券報告書において開示しております。

【補充原則４－１①　経営陣に対する委任の範囲の概要】
当社は、取締役会において決議する事項については、法令・定款で定められているもののほか重要な業務執行の意思決定を行っており、その基準等は、取締役会規則において規定し経営に及ぼす重要度により取締役会付議報告基準に明記しております。
また、決裁権限規則において業務に伴い発生する事項の決裁権限を定めております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役候補者の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準に合致している候補者を選任しております。

【補充原則４－１１①　取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する考え方】
当社は、定款により、取締役の員数を15名以内（監査等員でない取締役10名以内、監査等委員である取締役5名以内）と定めており、社外取締役4名（すべて監査等委員）を含む8名で取締役会を構成しております。取締役会を構成するメンバーについては、知識、経験、能力等において多様性に配慮しております。当社の取締役会は、効率的なグループ経営の推進を行うため、原則として、グループ主要子会社の代表取締役が当社の取締役を兼ねる体制としております。また、監督機能の強化や当社グループの経営に対する総合的な助言を得るため、社外取締役4名を独立役員として選任しております。

【補充原則４－１１②　取締役・監査役の兼任状況】
当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、事業報告及び株主総会招集通知参考書類並びに有価証券報告書等を通じて、毎年開示を行っております。

【補充原則４－１４②　取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社は、社外取締役を含む取締役がその役割と責務を果たすために、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、上場会社の役員として期待される役割・責務、関連法令及びコンプライアンスに関する知識を習得する機会、及び必要に応じ継続的に更新するトレーニングの機会の提供・斡旋し、その費用支援を行うこととしております。社外取締役に対して、就任の際に当社グループの事業内容、組織体制等の説明を行うとともに、就任後も必要に応じ情報提供を行うことに加え、社内登用の取締役に対して、就任の際及び就任後、取締役として求められる役割と責務を十分に理解するために社内及び弁護士等の外部講師による研修の機会を提供することとしております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と企業価値向上のためには、株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備が重要と考え、株主・投資家への対応として経営企画部がIR担当実務を行っております。加えて、株主については総務部も対応窓口としております。
経営企画部及び総務部が直接の窓口となり、管理部門担当取締役が実務を統括しております。
経営企画部及び総務部は、株主・投資家との充実した会話を可能とするために、定期的に情報収集、意見交換を行っており、開示資料作成においても連携し、代表取締役を交えて内容の検討を行っております。
また、グループ全社による経営会議等を通じ、グループ会社と事業の状況及び決算などの開示・説明について、各々の専門的見地に基づいた情報の収集や意見交換などの連携を行っております。
株主・投資家に対しては、株主総会での当社事業に関する合理的な範囲での分りやすい情報開示の確保をはじめ、年2回の決算説明会のほか、株主通信や当社ホームページによる情報開示、投資家との個別面談や電話取材対応等により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくよう活動しております。
当社は、株主・投資家との対話において話題となった事項、意見などIR活動の結果について取り纏め随時経営陣幹部に報告しております。
また、株主・投資家の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示に努めることとし、当社に関する重要情報については、適時かつ公平に開示し、一部の株主・投資家に対してのみ提供することがないよう情報管理を徹底しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
石川　諭	8,867,000	30.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,836,900	9.71
石川　葵	2,139,000	7.32
石川　新	2,134,000	7.31
石川　智香子	1,034,000	3.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	871,000	2.98

株式会社日本政策投資銀行	772,400	2.64
日本生命保険相互会社	762,600	2.61
トランザクショングループ社員持株会	572,600	1.96
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUX EMBOURG FUNDS／UCITS ASSETS	420,000	1.44

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木　稔郎	他の会社の出身者											
金田　政則	他の会社の出身者											
櫟本　健夫	公認会計士											
松尾　祐美子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木　稔郎	○	○	特記事項はありません。	企業経営者及び監査役としての豊富な経験と知見に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘を受けることにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。
金田　政則	○	○	特記事項はありません。	銀行員及び企業経営者としての専門的な知見と豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘を受けることにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。

樣本　健夫	○	○	特記事項はありません。	銀行員及び公認会計士としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘を受けることにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。
松尾　祐美子	○	○	特記事項はありません。	弁護士としての専門的な知見と豊富な実務経験を有し、多くの企業へ独立した立場から経営に関する助言、監督を実践してきた経験から、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき特定の使用人を置いておりません。監査等委員会が必要とした場合は、監査等委員会と協議の上、特定の使用人を配置し、その人事については監査等委員会の同意を得ることとしております。また、必要に応じて内部監査室スタッフが監査業務に係る事項の命令を受け、職務補助を行うものとしており、その際は、当該使用人は監査等委員会の指揮下にあり監査等委員でない取締役からの独立性を保持しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と内部監査室の連携については、内部監査の年間計画の策定において意見交換を行い、期中では毎月次に、内部監査室から監査等委員会に監査結果の報告を行っております。監査等委員会と会計監査人の連携については、四半期決算及び期末決算時において意見交換を行い、期中監査時には、経理の状況の確認、法律上の改正点等につき情報の共有を行っております。さらに、監査等委員会及び内部監査室は決算時の棚卸立会に必要に応じて同行し、また、内部監査室は内部監査状況を随時に報告するなど、積極的に会計監査人との連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

【報酬委員会】
(1) 役割及び構成
当社は、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役会で選定された3名の委員で構成し、過半数を独立社外取締役（監査等委員）としており、委員長は、取締役会で選定しております。
監査等委員でない取締役の報酬等の方針・決定方法等及び個人別の報酬等については、取締役会の委任に基づき、報酬委員会が、株主総会の決議及び取締役会の決議による委任の範囲内で審議・決定しております。

(2) 活動状況
2020年8月期は4回開催しております。3回は、2019年12月改定の報酬について、譲渡制限付株式報酬制度の導入を含めた報酬の方針・決定方法及び個人別の報酬について審議し決定しました。また、1回は、2020年12月改定の報酬の方針等について審議しました。
各委員の出席状況は次のとおりです。
石川　諭 (代表取締役社長)　4/4 (出席率100%)
佐々木　稔郎 (社外取締役 (常勤監査等委員))　4/4 (出席率100%)
樑本　健夫 (社外取締役 (監査等委員)　4/4 (出席率100%)

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役4名全員が独立役員の資格を満たすため、社外取締役を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年8月期における役員報酬 (単位:千円)

	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	対象となる役員の員数
監査等委員でない取締役	111,780	76,890	28,800	6,090	4名
監査等委員でない取締役 (社外取締役)	3,600	3,600	-	-	1名
監査等委員である取締役 (社外取締役)	15,000	15,000	-	-	3名
合計	130,380	95,490	28,800	6,090	8名
(うち社外取締役)	(18,600)	(18,600)	(-)	(-)	(4名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 取締役の報酬等に関する基本方針
当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役 (以下「業務執行取締役」といいます。) の報酬は、「固定報酬」、短期の業績に連動する「業績連動報酬」及び中期インセンティブとして一定の目標達成を条件とした「譲渡制限付株式報酬 (業績条件付)」で構成されます。
譲渡制限付株式報酬 (業績条件付) は、業務執行取締役に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、2019年11月28日開催の第33期定時株主総会の決議により導入した、一定の業績条件を付した譲渡制限付株式報酬制度によるものであります。
その他の非業務執行取締役、社外取締役、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみとしております。

(2) 業務執行取締役報酬の構成
業務執行取締役の報酬は、毎月一定額を支給する「固定報酬」及び「業績連動報酬」、「譲渡制限付株式報酬 (業績条件付)」で構成されております。

a. 固定報酬
取締役の役位、役割、経験年数、経営環境の変化等を勘案して決定し、毎月一定額を支給します。

b. 業績連動報酬
連結営業利益額と主要な事業会社単体の営業利益額を対象とする業績連動報酬基準に基づいて、前事業年度の実績に応じて毎年12月に決定し、毎月一定額を支給します。業績連動報酬は業績に応じて変動するため、総報酬額に対する支払割合に関しての明確な方針は定めておりませんが、業績連動報酬基準において最大で50%を超えないように設定しております。
当社の代表取締役及び管理部門担当取締役は連結営業利益額を対象とし、主要な事業会社の代表取締役を兼務する取締役は連結営業利益額及び当該事業会社単体の営業利益額を対象とします。当該指標を採用しておりますのは、当社グループの収益力強化を図るうえで重視している指標であり、取締役としての成果及び責任を明確にするためであります。

c. 譲渡制限付株式報酬（業績条件付）
中期経営計画の目標達成のためのインセンティブとして企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、付与に際しては、目標達成のインセンティブとして機能するよう一定の業績条件達成を譲渡制限の解除条件としております。付与金額及び株式数については、役位、期待する役割及び株価動向等を勘案し決定しております。
なお、2020年8月期において業務執行取締役に付与した譲渡制限付株式報酬（業績条件付）の内容は以下のとおりです。業績条件の数値に連結当期純利益を採用しておりますのは、株主様への配当の決定にあたって配当性向を重視しているためであります。
(a) 譲渡制限期間
2019年12月25日から当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位から退任した時点
(b) 譲渡制限の解除条件
対象取締役が、2019年12月25日から第36期（2022年8月期）定時株主総会終結時点の直前時までの期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと、かつ第34期（2020年8月期）から第36期（2022年8月期）の当社の有価証券報告書に記載された当該3事業年度の累計連結当期純利益が53.1億円以上に達することを条件としております。

（3）取締役の報酬決定に関する株主総会決議の内容
取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第30期定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内、当該決議時点の員数は5名、うち社外取締役1名）と承認いただいております。また、2019年11月28日開催の第33期定時株主総会において、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、当該報酬限度額とは別枠で、年額6千万円以内（当該決議時点の員数は4名）、普通株式の総数は8万株以内と承認いただいております。なお、報酬限度額及び金銭報酬債権の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。
監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年11月29日開催の第30期定時株主総会において、年額5千万円以内（当該決議時点の員数は3名）と承認いただいております。

（4）取締役の報酬等の額の決定過程
当社は、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の諮問機関として、過半数を独立社外取締役（監査等委員）とする3名の委員で構成される報酬委員会を設置しております。監査等委員でない取締役の報酬等の方針・決定方法等及び個人別の報酬等については、取締役会の委任に基づき、報酬委員会が、株主総会の決議及び取締役会の決議による委任の範囲内で審議・決定しております。
また、監査等委員である取締役の報酬等の額については、株主総会の決議の範囲内で監査等委員での協議により決定しております。
当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬等につきましては、3回開催した報酬委員会において、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動報酬に係る指標等、報酬等の方針・決定方法及び個別の報酬等について審議・決定し、取締役会決議により確定いたしました。
譲渡制限付株式報酬につきましては、2019年10月24日開催の取締役会で譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、2019年11月28日の第33期定時株主総会での承認を受け、同日の取締役会において、報酬委員会が決定した内容に基づき譲渡制限付株式の割当を決議いたしました。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、総務部が行っており、取締役会の事前通知、資料提供等を行い、取締役会での審議および決議の円滑かつ実効性ある運営に努めております。また、その他の必要な報告・連絡につきましては、常勤監査等委員及び総務部が連携のうえ適宜実施し、情報格差の発生を回避しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、当社グループの経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンスをより一層強化し、更なる企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社を採用し、会社法上の機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、報酬委員会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会、内部監査室を設置しております。

（1）取締役会
取締役会は、監査等委員でない取締役4名及び監査等委員である取締役4名（いずれも社外取締役で独立役員）で構成され、毎月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づき経営上の重要事項を決定し、また、社外取締役以外の監査等委員でない取締役から業務執行状況の報告を受け、職務の執行を監督しております。なお、監査体制の強化・充実を図るため、2020年11月27日開催の第34期定時株主総会において監査等委員である取締役を1名増員し4名といたしました。
社外取締役以外の監査等委員でない取締役それぞれは、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の社外取締役以外の監査等委員でない取締役による職務執行の法令及び定款への適合性並びに妥当性に関し、相互に監視を行っております。
監査等委員は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の経営上重要な会議への出席や、監査等委員でない取締役・社員からの報告、聴取などにより、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、監査等委員でない取締役の職務の執行状況の監査、監督を行っております。2020年8月期においては、15回開催いたしました。

（2）監査等委員会
監査等委員会は、常勤の社外取締役1名と社外取締役3名で構成されており、4名全員が独立役員であります。毎月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催され、監査結果についての意見交換等を行うほか、会計監査人や内部監査室とも連携を取っており、実効性のある監査活動に取り組んでおります。なお、これらの活動を円滑に遂行し、監査等委員会の監査、監督機能を強化するために、常勤の監査等委員1名を選定しております。非常勤である3名は、それぞれ銀行員及び企業経営者、銀行員及び公認会計士、弁護士としての専門的な知見と豊富な実務経験を通じて財務、会計、法律各分野に関する相当程度の知見を有しております。2020年8月期においては、12回開催いたしました。

(3) 内部監査室

内部監査室は、代表取締役社長直轄の独立した部署として1名で構成されております。監査は、内部監査規則に基づき、業務監査、会計監査、効率性及び経済性、遵法性、内部統制の各監査に区分され、代表取締役社長の承認、取締役会への報告を経た年度監査計画書に基づき、当社各部門及び子会社の各部門・営業拠点について、原則年1回以上の実地監査を実施しております。

(4) 会計監査人

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、有限責任 あずさ監査法人は独立した公正な立場から財務諸表に関する意見を表明しております。

(5) 報酬委員会

当社は、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役会で選定された3名の委員で構成し、過半数を独立社外取締役(監査等委員)としており、委員長は、取締役会で選定しております。監査等委員でない取締役の報酬等の方針・決定方法等及び個人別の報酬等については、取締役会の委任に基づき、報酬委員会が、株主総会の決議及び取締役会の決議による委任の範囲内で審議・決定しております。2020年8月期においては、4回開催いたしました。

(6) 経営会議

経営会議は、当社の取締役(常勤)及び常勤の監査等委員、並びに子会社の社長、グループ各社の本部長及び部室長で構成しており、毎月1回開催し、当社グループの経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認等を中心に、当社グループの業務遂行状況に関する報告及び審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。2020年8月期においては、15回開催いたしました。

(7) コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社の代表取締役社長を委員長として、当社の監査等委員でない取締役(常勤)、常勤の監査等委員、子会社の社長及び取締役、子会社の監査役、当社の部室長を委員として構成し、年4回の定例開催のほか、必要に応じて随時開催しております。当社グループの事業活動におけるコンプライアンス・リスク管理の徹底を図り、法令・条例・定款・内部統制システム構築の基本方針・社則類その他社会一般に求められるルールの遵守をもとに、事業の継続的・安定的発展の確保及びステークホルダーの利益阻害要因の除去、軽減に努めております。2020年8月期においては、4回開催いたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会・取締役に対する監督機能及びコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、監査等委員会を含めた各機関の相互連携により、経営の透明性、健全性、遵法性を確保し、更なる企業価値の向上を図ることができるものと認識しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に加え、発送日に当社ウェブサイトへ掲載しております。
その他	株主総会において、スライドとナレーションを活用した事業報告を行うなど、株主総会の活性化のための取り組みを実施しております。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、会場入口でマスク着用の確認、手指消毒及び体温確認を実施、会場内の座席の間隔を広くするなどの対応を行うとともに、可能な限り会場への出席を控え、事前に議決権行使書にて議決権行使をお願いしております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	＜投資家説明会実施概要＞ 実施時期　毎年4月及び10月 説明者　代表取締役社長 実施内容　(1) 決算の概要及び業績の予想 (2) 今後の経営戦略 (3) 事業内容とビジネスモデル　など 参加者　機関投資家、アナリスト、 マスコミ関係者など	あり
IR資料のホームページ掲載	＜IRに関するURL＞ https://www.trans-action.co.jp/ir/ ＜ホームページ内のIR情報に掲載している投資家向け情報＞ 決算短信、四半期決算短信、決算説明会資料、中期経営計画、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、決議通知、株主通信、財務ハイライト、配当状況、株主優待制度、IRカレンダー、適時開示資料・PR情報、SDGsへの取り組み　等	
IRに関する部署（担当者）の設置	＜IR担当役員＞ 取締役　北山　善也 ＜IR担当部署＞ 経営企画部 ＜IR事務連絡責任者＞ 経営企画部長　菅谷　賢	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス基本方針」において「取引先、社員、株主等に対して、企業情報を適時に公正に開示し、透明性のある経営に努める。」と規定し、あらゆるステークホルダーに対する取り組みについて定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制については、その4つの目的（業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）の達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであるとの認識の下に、業務の適正を確保するための体制等の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

（1）当社及び当社子会社の取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・グループ各社は、職務権限及び業務分掌を明確に定め、組織間、組織内において健全なけん制機能が作用する体制とする。
・当社グループは、コンプライアンスに関する基本方針、さらに取締役及び使用人の行動規範として「コンプライアンス基本方針」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを周知徹底する。
・当社グループは、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置、運営することとし、必要に応じて取締役及び使用人に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
・当社グループは、コンプライアンス上の問題を自浄作用により、早期に発見、是正するための通報制度として、総務部を窓口とする「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、当社顧問弁護士を通報窓口とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置する。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報は「文書管理規則」に基づいて、適正に管理、保存する。取締役及び監査等委員は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

（3）当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループは、業務遂行から生じる様々なリスクへの管理、対応を定めた「リスク管理規則」を制定し、経営の安全性を確保しつつ、あわせて企業価値の増大を追求する。
・当社グループは、経営及び業務に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、対策本部等が危機事態を収拾する。

（4）当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、グループ各社の経営計画と諸施策、その進捗状況、さらに事業運営に当たっての重要事項等を報告、審議する機関として、取締役（常勤）及び常勤の監査等委員、並びに子会社の社長、グループ各社の本部長及び部室長が出席する経営会議を毎月1回開催する。
・グループ各社は、それぞれの事業環境を踏まえた中期経営計画、各年度予算を策定し、それぞれの達成すべき目標・課題を明らかにする。

（5）当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社は、「子会社管理規則」に基づき、当社グループ全体の業務の適正と効率性の確保及び向上に努めるとともに、親会社として適切な指導、監督を行う。
・当社グループ全体のコンプライアンス管理を統括する部門を総務部、リスク管理を統括する部門を経営企画部とし、グループ各社においてこれらに係る適切な諸施策を実施するとともに、グループ各社への必要な指導、支援を行う。
・内部監査室は「内部監査規則」に基づき、グループ各社の内部監査を行い、その結果を直ちに取締役社長に報告する。あわせて、取締役会及び監査等委員会あて報告チャネルが担保されている。

（6）当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査等委員会と協議の上、その職務補助のためのスタッフを配置し、その人事については監査等委員会の同意を得ることとする。当面は、必要に応じて内部監査室スタッフが監査等委員会から監査業務に係る事項の命令を受け、その職務補助を行うものとする。なお、監査等委員会の命令に従事する際は、その内部監査室スタッフは監査等委員会の指揮下にあって、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を保持する。

（7）当社及び当社子会社の取締役並びに使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
・監査等委員は取締役会、経営会議等の経営上重要な会議に出席し、決定事項及び当社グループにとって重要な事項の報告を受ける。
・取締役及び使用人はグループ各社に重大な影響を及ぼす事項が発生、又は発生の恐れがある時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、速やかにその内容を監査等委員会に報告するものとする。
・当社グループは、監査等委員会へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

（8）当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（9）その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・グループ各社の取締役及び使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、その実効性を確保すべく、当該監査の環境整備に努める。
・監査等委員会は当社の代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行に努める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「コンプライアンス基本方針」において「反社会的勢力の排除」を基本方針として掲げており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを断固として排除いたします。この方針に基づき、当社グループでは当社総務部に法務担当を設置し、営業取引先・仕入先・業務委託先・管理部門購買先に関する反社会的勢力のチェックを実施し、反社会的勢力との取引防止に万全を期しております。
また、当社は社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、警察等関係機関との緊密な連携体制を構築しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示体制の概要＞
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

(1) 企業理念及び適時開示に係る基本方針
当社グループは、企業のノベルティやOEM等の雑貨の「モノづくり」において、企画・デザインから生産・品質管理、販売に至るまで、一貫した事業展開を行っております。環境に配慮したエコプロダクツ、「コト」消費に関わる「モノ」消費に対応したライフスタイルプロダクツ、健康リスク低減に係わるウェルネスプロダクツ等その性質上、当社グループの事業は経済・社会・環境・健康と密接なつながりを持ち、当社に課せられた社会的責任を遂行するに当たっては、顧客をはじめ株主、投資家等様々なステークホルダーを含む社会全般からの信頼が不可欠であると考えております。
こうした認識のもと、当社は企業理念として
・モノづくりを通し地球環境に配慮した製品を提供することにより社会貢献を行なう
・「デザイン」「品質」「価格」に魅力ある商品を提供し豊かな生活文化に貢献する
・国際感覚を持ち既成概念にとらわれる事無く新たな創造を続ける
を掲げ、当社グループの社会的役割を役員・社員が十分認識するとともに、入社式や社内研修、会議の場を通じ、常に共有を高めるよう努めております。
また、コーポレートスローガンである「挑戦するって面白い」をもとに、グループの取締役及び社員が一丸となって「モノづくり」を通じた社会貢献によって企業価値の最大化を図るべく責任ある企業づくりに邁進しております。
当社グループは、企業活動を行っていく上で、会社及び役員、社員が遵守すべき行動規範である「コンプライアンス基本方針」により、ステークホルダーへの情報公開に係る方針として「取引先、社員、株主等に対して、企業情報を適時に公正に開示をし、透明性のある経営に努める。」ことを定めております。この方針に基づき、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。

(2) 適時開示に係る社内体制の状況
当社の適時開示に係る社内体制は、代表取締役社長を最高責任者、経営企画部担当取締役を情報管理責任者、経営企画部を情報管理統括部門として、以下のとおり「情報収集」「分析・判断」「公表手続き」の手順及び「教育」の体制をとっております。
①情報収集
グループ内の各部門（当社各部室・子会社各社）に分散する種類及び特性の異なる情報を迅速かつ網羅的に収集するため、当社では各部室長を、子会社各社においては社長並びに本部長及び部室長を情報管理担当者として選任し、情報管理担当者は、適時開示規則及び関連法令等により情報開示の検討を要すると判断した自部門の情報を情報管理統括部門に報告する体制としております。
また、情報管理統括部門は、子会社管理業務を通じて、必要に応じて子会社各社で開催される会議にオブザーバーとして出席し、子会社各社に関する情報の精度及び鮮度の向上を図っております。

②分析・判断
当社各部門及び子会社各社から情報管理統括部門に集約された情報は、情報管理責任者を通じて最高責任者に報告されたのち、最高責任者及び情報管理責任者は、適時開示規則及び関連法令等に基づく重要事実に該当するか、また、投資家にとっての有用性を考慮した任意開示の必要性を含めて、情報開示の適時性、適法性及び正確性が確保されるよう協議しております。
最高責任者は、前記の協議を経て、適時開示の要否、開示内容並びに時期及び方法を決定しております。

③公表手続き
情報管理責任者は、最高責任者による開示の実施の決定に基づき、金融商品取引所を通じて適時開示情報の開示を行うとともに、前記により開示した情報を、ホームページ及び決定した方法により公表しております。

④教育
会社情報の管理及び適時開示に関する社内教育は、情報管理責任者の指示により、情報管理統括部門の責任者が実施します。
また、社内教育は、企業理念、インサイダー取引管理規則をイントラネットに掲示するほか、子会社各社を含めた役員及び社員に対して教育研修を実施し、各種情報の管理、漏洩及び不正使用の防止並びに適時開示の体制及び手順に関するルールの周知徹底を図っております。

(3) 適時開示に係るモニタリング
当社では、業務運営状況を監視するモニタリングは内部監査室による監査により行われています。内部監査室は、会社情報の適時開示について、適時開示規則、関連法令等及びインサイダー取引管理規則に基づいた適時、適法、正確な開示が行われているか、業務監査及び遵法性監査の観点から監査しております。
内部監査の結果は、監査報告書として取締役社長に報告の上、被監査部門である経営企画部の責任者に通知されることに加え、取締役会、監査等委員会へ報告されております。
被監査部門の責任者は、監査報告書による指摘事項等について、内部監査規則に定められた方法により回答書を作成し、監査責任者に提出、監査責任者は、提出された回答書を取り纏め、取締役社長に報告しております。
また、監査責任者は、指摘等の対応状況につき適時、調査・確認し、その結果について取り纏め、取締役社長に報告しております。

(4) 適時開示に係る情報の取扱い及びインサイダー取引の管理
当社では、インサイダー取引管理規則において重要事実の取扱いを定め、インサイダー取引の未然防止を徹底しております。適時開示に係る

重要事実については、情報管理の徹底及び不正使用を厳禁するとともに、当該事実が未公表の重要事実に該当すると判断される場合には、当該情報が公表されるまで当社株式等の売買を禁止しております。

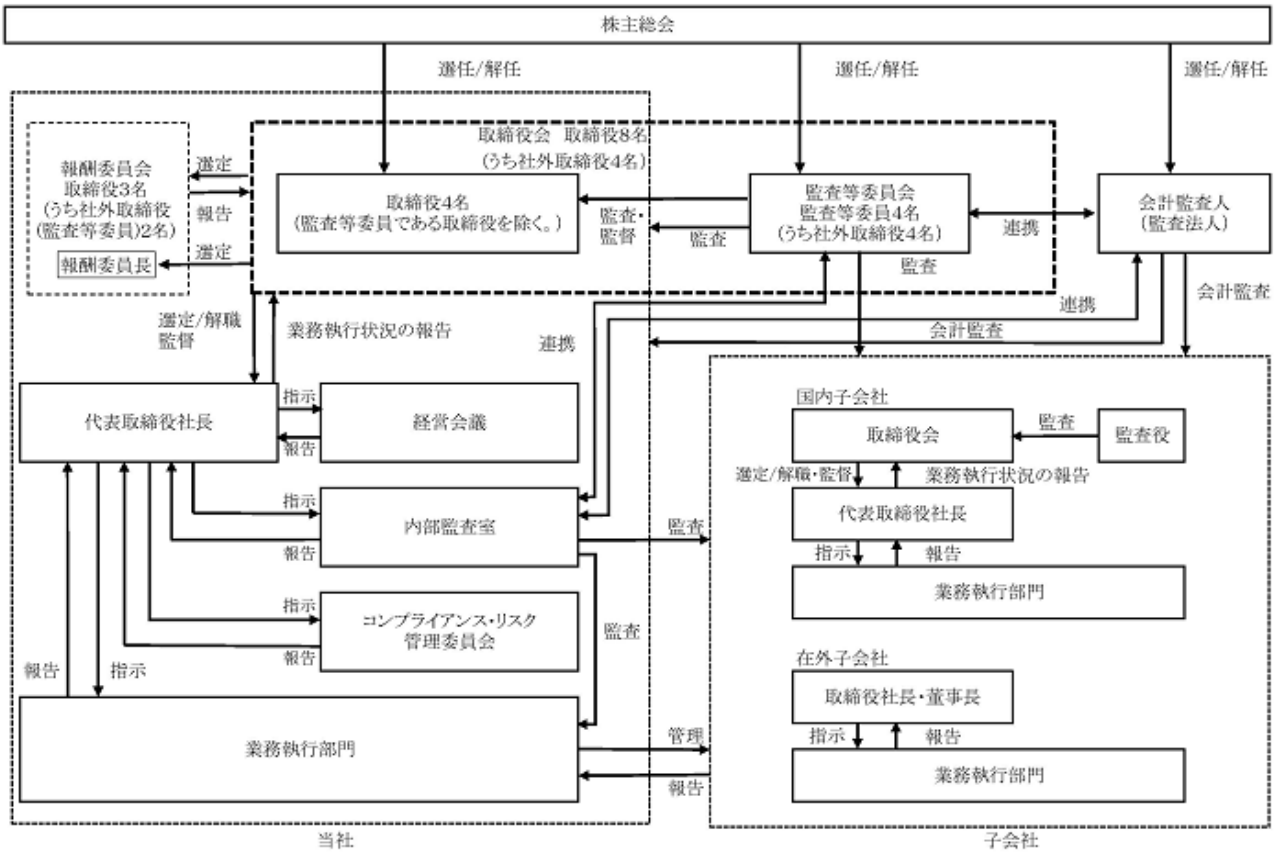

会社情報適時開示フロー

